

# 横浜市記者発表資料

平成 28 年 6 月 10 日  
教育委員会事務局  
南部学校教育事務所 教育総務課

## 教員免許更新手続きがされていない者の任用について

### 1 概要

横浜市立中学校において、教員免許更新手続きがされていない者 1 名を非常勤講師として任用していた事実が判明しました。

### 2 該当者

非常勤講師（50 歳代・女性）

[勤務状況]

横浜市立A中学校

平成 24 年 5 月 21 日～平成 25 年 3 月 25 日、平成 25 年 6 月 10 日～平成 26 年 3 月 25 日

平成 26 年 5 月 12 日～平成 27 年 3 月 25 日、平成 27 年 4 月 13 日～平成 28 年 3 月 25 日

※ 平成 26 年度以降、免許状が有効ではない（下線の 2 年度）。

※ 該当者の平成 28 年度任用は見送っています。

### 3 経緯及び原因

平成 28 年 4 月 22 日、平成 28 年度非常勤講師任用時の書類を南部学校教育事務所が確認している過程で、該当者の教員免許更新手続きがされていないことが判明しました。

そこで、南部学校教育事務所が過去の書類を確認したところ、平成 26 年度及び平成 27 年度任用時に免許更新手続きの確認が不十分のまま任用していたことが判明しました。

なお、該当者の免許状更新講習の修了確認期限は、平成 26 年 3 月 31 日まででしたが、修了確認期限が過ぎていることに気が付いていなかったため、更新手続きを済ませていませんでした。

### 4 事実判明後の対応

(1) 該当者が行っていた教育活動は、学校長が適正に行われていると認めていること、また、補習の見守りや生徒からの相談対応など、授業という形ではありませんでしたので、生徒に対する影響は生じません。

(2) その他の非常勤講師の任用に関して同様の事例がないか南部学校教育事務所で処理したものについて、早急に確認調査を行ったところ、同様の事例はありませんでした。

### 5 再発防止策

(1) 任用時に学校から提出される書類や免許状更新講習の修了確認期限は事務所内でダブルチェックを行い、確認を徹底します。

(2) 年度末に免許状更新講習の修了確認期限となる任用中の非常勤講師について、次年度に向けて今年度中に免許更新の有無を確認します。

お問合せ先

南部学校教育事務所教育総務課 Tel 045-843-6386